



週報



2026-2027 年度 RI 会長メッセージ「持続可能なインパクトを生み出そう」

地区ガバナーメッセージ

「Happy Rotary みんなのために」

東京本郷ロータリークラブテーマ 皆が主役の 誇れるクラブづくりに 皆で取り組もう

会長：市河久和 副会長：米倉伸三 会長エレクト：本郷 滋 幹事：澤部利蔵 会報リーダー：岩白啓佑

創立／平成 3 年 3 月 13 日 (1991 年)

例会：水曜日・月3回 (内オンライン1回有) 12 時 30 分

例会場：ホテルメトロポリタンエドモント 電話：03-3237-1111

〒102-8130 東京都千代田区飯田橋 3-10-8

事務局:E-mail: office@t-hongo-rc.gr.jp



ホームページ



Facebook



「例会を録画したデータが事務局にあります」

第 1581 回例会

本日の例会 (8月5日)

組織の「健全な新陳代謝」を考える
～退職をポジティブな出口戦略へ～

Talent Fine Tuning

代表 高松健司様

プロジェクトドライブ(株)

代表取締役 大森洋介様

紹介者 三浦謙吾会員

※8月12日は休会です。

次回の卓話 (8月19日)

ブッフェ例会

&

「東京本郷 Universal Harmony

ロータリー衛星クラブについて」

東京本郷 Universal Harmony

ロータリー衛星クラブ

議長 頼光貴恵会員

幹事 清水貴茂会員

紹介者 飯塚貞子会員

7月22日第1580回例会報告

「オンライン例会」



会長報告

1. 本日は、第1回目のオンライン例会です。
当クラブではハイブリッド例会を実施しておりますが、久しぶりの全会員参加のオンライン例会となります。

進行に不手際が生じる可能性もございますが、オンラインならではの利便性や新しい良さを模索しながらご意見、提案を共有できれば幸いです。

幹事報告

1. オンライン例会でも通常例会と同様にニコニコを受付けております。
ニコニコメッセージは、Zoom のチャット、又はLINE にてお送りください。
支払いは、次回例会時または LINE送金が可能です。
LINE送金の場合は、必ず「氏名」と「金額」を事務局へご連絡ください。
尚、LINE送信する際は、事務局と個別にLINEがつながっていることが必要です。
2. 来週7月29日は休会です。
次回例会は8月5日となります。

ニコニコBOX

*星野大記会員

誕生日祝いありがとうございます。

51歳となりました。事務所の創業と同じなので、一緒に月日を重ねてまいります。

会員数 38 名 出席数：27 名 欠席数 11 名出席

免除者数 0 名 出席率 71.05%

ビジター：東京本郷 Universal Harmony RSC

日比麻記子会員

*澤部利藏会員

本日、第1回目の記念すべきオンライン例会です。杉山さんの憲法の卓話楽しみです！

また皆様のご参加ありがとうございます。

カスタイズしながら1年間どうぞ宜しくお願い致します。

ニコニコBOX 5,000 円

累 計 73,040 円

ROTARY ROTARY ROTARY ROTARY ROTARY ROTARY ROTARY ROTARY ROTARY ROTARY

2026年7月22日 第1580回オンライン例会卓話

「憲法って何なの？」 杉山和也会員



今日は「憲法って何なの」というテーマでお話しさせていただきます。最近では憲法改正に関する議論を耳にする機会が増えて

いますし、将来的には国民投票が行われる可能性もあります。しかし、「改正する・しない」を考える前に、まずは「憲法とは何なのか」という基本的なところを理解しておくことが大切だと思い、このテーマを選びました。今日は専門的な法律論というよりも、普段あまり法律に触れる機会のない方にも分かりやすいよう、身近な例えを交えながらお話ししたいと思います。

憲法は「国民と国家との契約」です。「法」という字が入っていますが、法律ではありません。例えば銀行にお金を預けると、私たちは銀行を信頼して大切なお金を預けます。銀行は預かったお金を預金者の利益のために管理し、自分たちの好き勝手には使えません。同じように、国民は国家に権力を預けていますが、国は、その権力を国民を幸せにするためだけに使うことになります。つまり、憲法は国家権力を制限するための契約であり、権力者が暴走しないようにするためのルールだということです。そのため、憲法には公務員が憲法を尊重し擁護する義務が定められていますが、国民に憲法を守る義務を課しているわけではありません。この点は、多くの方が誤解しやすい部分でもあります。

続いて、現在大きな議論となっている緊急事態条項についてお話しします。災害や戦争など非常時には、迅速な判断を行うために内閣へ強い権限を与えるという考え方です。

もちろん非常時には素早い対応が必要ですが、その

一方で、一度強い権限を与えたあと、本当に元の状態へ戻る保証があるのかという問題があります。例えば、泥棒が侵入した時に、番犬の鎖を外すケースを考えて下さい。番犬の鎖を外せば、その場では役に立つかもしれませんが、しかし、泥棒がいなくなったあと、その番犬が自分から鎖につながりに戻るとは限りません。権力も同じで、一度制約を外すのであれば、その後、どのように制御するのかまで考えなければならないということです。

実は、この考え方は新しいものではありません。大日本帝国憲法にも緊急事態条項にあたる制度がありました。その起草者である伊藤博文自身も、最も慎重に扱わなければならない条項であると解説しています。制度には必要性がある一方で、使い方を誤れば大きな危険を伴うことを、歴史も示しています。だからこそ、「必要だから賛成」「危険だから反対」と単純に考えるのではなく、それぞれの立場や理由を理解しながら判断することが大切だと思います。

質疑応答では、「契約だとすると、国家が契約を守らなかった場合はどうなるのか」という質問をいただきました。憲法学では抵抗権や革命権という考え方があり、国家が国民との約束を守らない場合についても議論されています。また、憲法改正には国会での発議を経て国民投票が必要になります。その際には、インターネットやSNS、動画など多くの情報があふれることが予想されます。本当の情報と誤った情報を見極めながら、一人ひとりが自分の考えで判断することが求められるでしょう。

憲法は普段あまり意識することのないテーマですが、私たち一人ひとりの生活や社会のあり方に深く関わっています。今日の卓話が、憲法や政治を少し身近なものとして考えるきっかけになれば、大変うれしく思います。